

皆様から次のようなご意見を頂きましたので、ご紹介させていただくと共に、当法人としての見解をご回答申し上げます。

[維持管理全般に関すること]

一人で使用していたり、入院・旅行等で使用しなくても、費用が同じなのはなぜ？

浄化槽は、微生物により処理をしますので、汚水量や濃度、使用頻度に合わせて、ばっ気（水に空気を溶け込ますこと）量や移送量等を調整する必要があります。また、清掃も槽の容量で決まりますので、保守点検も清掃も同じ料金が必要になります。但し使用量が極端に多い場合等は、点検・清掃の間隔が短くなり、料金も高くなる場合があります。

なお法定検査料金は、使用頻度に係わらず、検査項目が同じであるため、人槽（規模）ごとに一定の料金となっております。

浄化槽は管理に年に何度か来てもらっていますが、地域や業者によって違いはあるのでしょうか？

保守点検は、県知事に登録した業者であれば、委託することができます。最低限の作業基準は定められていますが、それ以上のサービスは業者によってまちまちで、当然金額も差はあります。丁寧に説明及び作業を実施してくれる業者を選び、契約していただければと思います。また、清掃については、市町村長が許可した業者が実施することになっていますが、地域により業者が、決まっているところと複数の業者が存在するところがありますので、お住まいになっている市町村までお問い合わせください。

[法定検査に関すること]

法定検査は業者の仕事と重複するのでは（同様のご意見が全4件あり）

保守点検は、浄化槽の機能を正常に維持するためのメンテナンス作業であり、検査とは異なります。浄化槽の保守点検作業や清掃業務（業者に委託している場合含む）が、技術上の基準に基づき適正に実施されているかどうか、また使用者が使用の準則を守っているかどうかを放流されている水質を基に第三者の立場（指定検査機関）で判断しなければ、正しいチェック機能を持たないと思います。

たとえば、スポーツでも審判が、ルールが守られているか、アウト・セーフ、反則の有無を判断するように、当事者だけでは公正・公平な判断が出来ず、試合が成り立たないのと同じで、浄化槽に関しても、プレイヤー（使用者・業者）が自分自身が誤った使い方や調整・修理等をしているとは考えていないはずであり、別に審判（法定検査）が

必要であることは明らかです。

さらに言えば、自動車の運転免許も県の公安委員会が発行し、自動車の運転に関する技能・知識があると認めています。それでも現実には、スピード違反や信号無視などの交通違反が後を絶たず、事故が多発しています。浄化槽にも、「浄化槽設備士」、「浄化槽管理士」という資格者が存在し、それぞれ浄化槽の「施工」、「保守点検」に関する技能と知識を有していることを、国土交通大臣、環境大臣が認定しております。

しかしながら、現実的には先の運転免許と同じで、法定検査の結果、不適切な施工や保守点検が認められております。

こうした施工・保守点検・清掃に不備がある浄化槽は、それぞれの実施（委託）業者に対して適切な指導を行っています。

たとえば、消毒剤が補充されておらず、大腸菌等の殺菌が行われていない場合、委託している保守点検業者に対して、県ゴミゼロ推進室から改善指導を行い、業者から改善結果を報告して頂くようになっております。

もちろん、毎年、登録業者を集めて、技術講習会や、法律に関する説明会も開催していますし、県ゴミゼロ推進室・県民局・保健所担当者が業者の事務所への立ち入り調査等も実施しています。

しかしながら、実際に現場において検査を実施し、その状況を確認しなければ、このような指導を行うことが出来ません。

大前提として、浄化槽から放流する水はその使用者に責任があるため、使用者（設置者）の義務として個々の浄化槽を検査させて頂いております。

法定検査料金が高く、負担が大きい（同様のご意見が全2件あり）

この検査は、浄化槽使用者に義務付けられていますが、県内には下水道使用者やくみ取りトイレ使用者も存在し、検査手数料を税金でまかなうことは不公平になってまいります。（受益者負担の原則）

また、検査手数料は、検査を実施するに当たって必要な経費だけをいただくことが基本になっており、県知事が承認し、県報で告示しております。

料金設定の根拠ですが、検査に係る費用（人件費、検査車両費・燃料費・通信費・検査機器の償却費、試薬類、事務経費等）を積算し設定しています。地域によって、移動距離（時間）が異なりますが、この法定検査は、県内に設置されているすべての浄化槽を対象としていますので、設置者の間で負担額に格差が生じないように、公共料金的な側面を持っているため、公平性を最大限考慮し、県内に設置されている浄化槽が、人槽ごとに同一料金で検査が実施できる最小限の金額で決定されております。

ちなみに、四国の他県（10人槽以下）では、香川県が5,400円、それ以外の3県は5,000円で同一の料金設定になっております。

また、この法定検査は、現場だけの検査ではなく、放流水を持ち帰って分析する検査項目（BOD検査）も含まれております。このBOD検査だけでも、民間の水質検査会社に依頼すると1本当たり4,000円～5,000円程度の費用がかかりますので、他の水質項目や現場での外観検査等を含む検査内容を考えると決して高くはないと考えて

おります。

全員が受検していないのは不公平である（同様のご意見が全2件あり）

浄化槽の検査については、浄化槽法第11条に規定されておりますので、基本的に設置している全施設が、その対象になります。しかし残念ながら、検査機関には強制的に検査を実施する権限はなく、あくまでも、設置者の了解のもと実施することになります。

検査の趣旨・内容について説明後に、どうしても設置者の理解が得られない場合には、検査は実施できません。

ご意見を頂いたように、その状態のままでは不公平になりますので、県が策定した【受検率向上に向けての長期ビジョン】に基づき、未受検者に対しては、東部保健福祉局・県民局（保健所）長による受検督促を行っております。

法定検査は2年に一回で良いのでは

同様のご意見を良く賜いますが、浄化槽法で1年に1回の受検が義務付けされておりますので、宜しく願いいたします。

新聞を賑わしているが、納得できる回答が無いように思う

私どもが、直接回答できる立場にありませんので、県ゴミゼロ推進室にご意見を頂いたことを報告致します。

[その他]

全く知らないことが多いので、情報公開が必要ではないか？

ご意見を真摯に受け止め、当ホームページをはじめ、積極的に情報公開と情報発信を行いたいと思います。

『頑張ってください』との激励のご意見を頂きました

アンケートにご協力いただき、また激励のことばをいただきありがとうございました。今後も、公益法人として、徳島県の水環境保全に全力で取り組みますので、これからも応援宜しく願いいたします。